

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」

制定後の動き 添付資料集目次

1. 日韓文化財交流・協力について 1
2. 国際文化交流懇談会「今後の国際文化交流の推進について」 2
3. 映画振興に関する懇談会「これからの日本映画の振興について」 3
4. 「関西元気文化圏」について 4
5. アフガニスタン等文化財保存・修復協力の推進について 5
6. イラク文化財保護国際会議の開催について 6
7. ユネスコ「無形文化遺産の保護に関する条約の概要」について 7
8. ユネスコ「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」について 8
9. 国際文化フォーラムについて 11
10. 平成15年度成立著作権法の一部を改正する法律の概要について 13
11. 国立劇場おきなわについて 14
12. 「これからの時代に求められる国語力について—文化審議会答申—」
について 15
13. 文化審議会文化政策部会「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について
(提言)」について 18
14. 文化遺産オンラインについて 19

15. 「丸の内元気文化プロジェクト」について	21
16. 文化審議会文化政策部会「文化多様性に関する基本的な考え方」について	22
17. 文化財国際協力の推進方策について	23
18. フィルムセンターの在り方に関する検討会「フィルムセンターの独立について」	24
19. 国際会議「有形文化遺産と無形文化遺産の保護」について	27
20. 国立国際美術館について	28
21. 平成16年度著作権法の一部を改正する法律の概要について	29
22. 文化審議会文化政策部会「地域文化で日本を元気にしよう！」について	30
23. 「お雑煮100選」について	31
24. 大臣諮問「敬語に関する具体的な指針の作成について」、 「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」	33
25. 文化財保護法の一部を改正する法律について	35
26. 九州国立博物館について	37

日韓文化財交流・協力について

1. 主な経緯

- ①平成12年4月の日韓文化交流実務者間協議において、韓国側より日韓文化財交流に関する合意書締結を推進したい旨の発言があった。また、平成13年12月の韓国文化財庁長の佐々木正峰文化庁長官（当時）表敬訪問の際、日韓文化財交流に関する合意書について話題となり、佐々木長官より合意書を締結するという方針については異存がないので、実務レベルで話を進めたい旨の発言があった。
- ②実務レベルで日韓文化財交流の内容について調整を図るとともに、平成14年6月及び12月に東京及び韓国テジョンで対面協議を開催し、文化財全般の交流・協力について大枠を定め、その結果を討議の記録としてまとめることを確認した。

2. 討議の記録の署名

平成15年4月7日に河合文化庁長官が訪韓し、テジョンで盧太燮（ノテソプ）韓国文化財庁長と会見するとともに、両国間で初めての文化財全般の交流に関する討議の記録（別添：日本、韓国、英語の3カ国語で作成）に署名を行った。これにより本格的に日韓の計画的な文化財交流が進められることとなった。

討議の記録においては、具体的な交流・協力の内容について、別途隔年毎に実務者レベルの協議を行い、交流実績及び交流計画について相互に確認した上で、その結果をリスト等の形（アクションプラン）で確認するとされている。

3. 今後の予定

韓国側からアクションプランについて一度提示があったが、韓国側から取り下げている。今後、文化財庁長より提案のあった交流について、回答すべく検討を進めている。

討議の記録の概要

文化財に関する交流及び協力の進展と日韓両国間の友好関係を一層促進するため、文化財全般における交流及び協力に関し、専門家等の交流、有形及び無形の文化財の交流並びに国際機関の取組への協力等を進める。本交流及び協力は5年間有効であるが、いずれか一方が終了を求めない限り継続する。

主な事項

- ①文化財の保存及び活用のための文化財分野の専門家及び行政官の交流
- ②有形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群及び埋蔵文化財の効果的な保存及び活用のための情報交換及び共同研究
- ③無形の文化財の保存及び公開を進めるための情報交換及び共同研究
- ④ユネスコ等の国際機関が行う文化財保護の取組への協力

今後の国際文化交流の推進について

背景

○文化芸術振興基本法 → 「文化芸術の振興に関する基本的な方針(閣議決定)」
(平成13年12月) (平成14年12月)

○文化審議会答申(平成14年4月)
「国際文化交流を進める上での基本的な方針や具体的な方策等について国際文化交流マスタープランを策定」

…国際文化交流懇談会報告のポイント…

今、なぜ、国際文化交流か

- ①文化の交流による相互理解の増進及び共存・共生を図らなければならない時代
- ②新たな文化的価値の創造への国際貢献を展開すべきとき
- ③文化交流による日本社会の活性化が期待
- ④新たな国際文化交流の展開を図るべきとき

国際文化交流の推進方策

○5つの基本的方向

- (1) 国際文化交流への資源投入の強化
- (2) 交流拠点、周辺環境、情報通信機能の整備
- (3) 関係省庁等の連携、民と官の連携、民間等への支援の強化
- (4) 教育及び関連研究の充実
- (5) 国際文化交流ボランティアの推進

20の具体化すべき施策

○個人が主役の交流の一層の推進

- ①市民レベルの国際文化交流(ボランティア)の推進
- ②文化人、芸術家等の国際的な協力・協同関係の構築・強化
- ③顕彰制度の活用
- ④訪日外国人青年等による日本文化発信

○文化の多様性の確保と新たな交流

- ①文化の多様性と共生についての理解促進 知的交流、市民交流の支援
- ②優れた外国人芸術家等の受入
- ③国際共同制作活動の促進
- ④文化財保存修復協力の推進

○日本文化の魅力の演出強化

- ①日本映画の振興及び発信
- ②メディア芸術の振興
- ③日本語教育の推進
- ④日本文学の翻訳・普及の促進
- ⑤文化財の積極的活用

○総合的な発信機能の強化

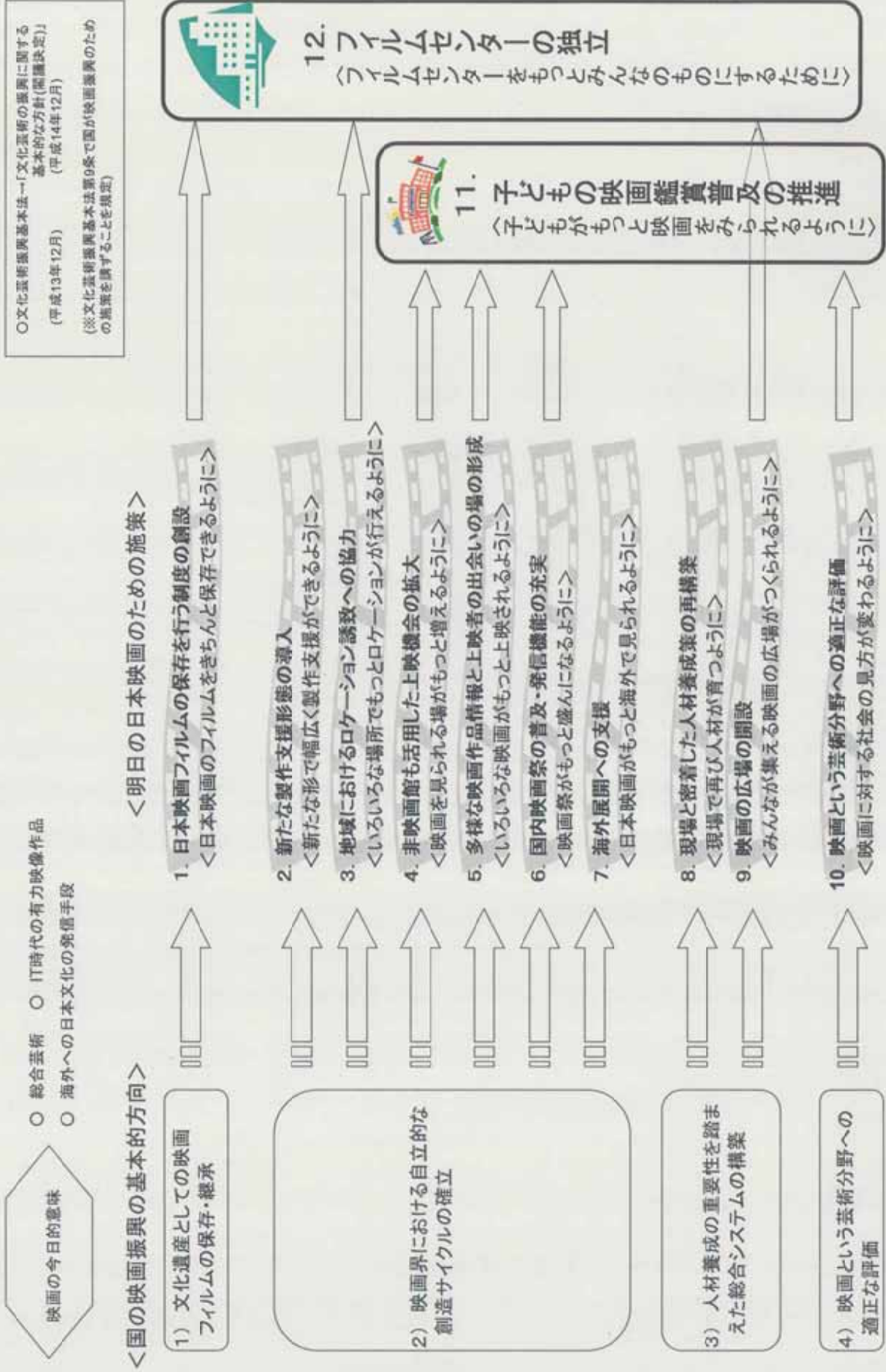
- ①関係省庁等連絡会議の設置
- ②国際文化フォーラムの開催
- ③海外における国際芸術見本市、国際フェスティバルへの参加促進
- ④魅力的なウェブサイトの構築
- ⑤国際放送の活用
- ⑥観光振興との連携
- ⑦「交流年」の活用

これからの国際文化交流の4つの理念・目的

- 1文化の相互理解による国際平和、自由な世界の実現
- 2日本文化の発信による日本への親しみ、国際社会での存在感の高まり
- 3文化芸術の発展
- 4日本文化の再発見

これからの日本映画の振興について～日本映画の再生のために～

一 映画振興に関する懇談会提言のポイント一



関西元気文化圏の取組 ～関西から文化力～

○「関西元気文化圏」について

河合隼雄文化庁長官が提唱する「日本の社会を文化で元気にしよう」という取り組みの一環として、文化庁と関西の関係団体との連携により、平成15年度から関西の2府7県（京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、福井県、徳島県）に及ぶ関西地域において「関西元気文化圏『文化』で関西から元気になろうー」を推進しています。

○関西元気文化圏推進協議会について

平成15年8月に「関西元気文化圏」の関西における推進組織である「関西元気文化圏推進協議会」が設立され、積極的な協力体制の枠組みの下、文化団体や企業が行う文化関連事業、自治体の関係事業、文化庁の関係事業など多様な文化活動の展開による文化圏の一体化・活性化の一層の推進に一緒に取り組んでいます。



《設立総会に出席した小泉首相》

関西元気文化圏推進協議会の主催事業として、これまで「世界無形遺産文楽に親しむタベ」や「大阪ナイトカルチャーシンポジウム」、圏内の博物館等が無料観覧日を設ける「関西文化の日」などを主催しています。

また、「文化力」で関西圏域を活性化させた取組等を表彰しています。平成16年度は、「大賞」として紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産登録に尽力した「世界遺産登録推進三県協議会」を選び、「特別賞」として柔道の金メダリスト「野村忠宏氏」、関西発のミュージカル『アイーダ』を成功させた「劇団四季」を選出しました。また「ニューパワー賞」として映画『スイングガールズ』のモデルになった「兵庫県立高砂高校ジャズバンド部」、「堂島薬師堂「お水汲み」実行委員会」、舞台公演に対する投資システム本格的に商品化した「小原啓渡氏」が選ばれています。

○「関西元気文化圏」の特色ある取組について

平成17年4月現在、約3,600件の事業登録をいただいています。以下、これまでに実施された特色ある事業を紹介させていただきます。

1. 奈良2010年塾

奈良県では、2010年に平城遷都1300年を迎えます。記念事業も多数予定されていますが、「住民が文化芸術活動を創造する」ととらえ、事業に主体的に携わる文化ボランティアを育成しています。

なお、この塾は行政とNPO法人の協働により開塾されています。

2. 熊野街道ウォーク ～知っていますか？ 大阪から始まった熊野参詣道～

熊野詣の紀伊路のスタート地点大阪をたどることで、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録と大阪とを関連付け、地域の枠を超えた文化資産として活用しました。また、行政と鉄道事業者2社が連携することで、得意分野を相互補完し、広域での事業が展開されました。

○「文化力」ロゴマークについて

関西地域における文化活動の充実や文化圏の一体感を醸成することをねらいとして、同地域において行われる予定の文化に関連する様々な活動や事業を対象に、共通のロゴマークの使用並びに協働による広報活動へ一緒に取り組んでいただける方々の参加を呼びかけているものです。

関西元気文化圏Webサイト (<http://bunka-ryoku.goo.ne.jp/>) 上で、どなたでも申請手続きができます。



アフガニスタン文化財保存・修復協力の推進について —アフガニスタン等文化財国際協力会議報告書骨子—

協力の意義及び基本的考え方

(意義)

- 文化財分野の協力は、平和の構築と維持に重要な役割を果たし、アフガニスタン国民の誇りを取り戻すことに繋がる。
- 同時に我が国自身の保存・修復技術の発展に資する。

(基本的考え方)

- ユネスコをはじめとした国際的な支援体制を踏まえながら、我が国の持つ高度かつ専門的な技術・技能，科学的知見を活かした協力を行う。
- 国際貢献が我が国の心を伝えていくものであることに留意し、日本人が直接関わっていくことが大切であり、日本の顔の見える物心一体となった取組を進める。

我が国の協力体制

- 文化庁が外務省と協力して我が国全体としての取組の調整を行い、関係機関相互の有機的連携を図りつつ，効果的・効率的な協力を進めていく体制を整える

協力の内容

アフガニスタンへ調査団を派遣した結果を基にアフガニスタン等文化財国際協力会議で検討した結果を踏まえ、具体的な協力分野を提言。

(主な提言内容)

- カブール国立博物館
 - ・撮影技術等や保存・修復技術に関する研修等の実施を検討
- 考古学センター
 - ・考古学遺跡の調査，管理，出土物の処理等に関する技術移転・人材養成の実施を検討
- バーミヤンの地下遺跡の探知
- カブールの研究拠点の確保 等

第3回ユネスコ・イラク文化財保護国際会議の開催

1. 背景

現在のイラク情勢の下、博物館での略奪や遺跡の破壊により、人類の貴重な遺産であるイラクの文化財が破壊・盗難の被害を受けている。

イラク文化財の保護に関し、ユネスコをはじめとする国際的な支援体制の確立に向けた取組みが進められる中で、我が国においても、ユネスコと共同して国際会議をパリ、ロンドンに続き日本で開催し、イラク文化財に対する支援策について議論を行った。

議論の成果を踏まえ、会議の参加者からユネスコに対して勧告が出された。

2. 概要

1) 名称：「第3回ユネスコ・イラク文化財保護国際会議」

2) 開催日時：平成15年8月1日（金）

3) 開催場所：東京国際交流館（東京都江東区青海）

4) 主催等

主催：文化庁、ユネスコ、日本ユネスコ国内委員会

協力：外務省、独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所、日本放送協会、財団法人文化財保護振興財団

5) 参加者数：約220名（議論参加者、事務局等以外：159名）

6) 内容

○ セッション1

議長：平山郁夫（東京芸術大学長）

挨拶：遠山敦子（文部科学大臣）

松浦晃一郎（ユネスコ事務局長）

基調講演

○ セッション2

議題：バグダッド博物館の復興について

○ セッション3

議題：イラク文化遺産の保護方策について

3. 勧告内容（会議後の記者会見において発表）

- ① バグダッド博物館に警備システムを含む設備及び資材を供与すること
- ② 考古学遺跡等における警備及び巡回を強化すること
- ③ 考古学遺跡等の記録化に関する国際基準を確立すること
- ④ イラクの文化施設に対するニーズ調査を行うこと
- ⑤ 「イラク文化遺産保護国際調整委員会」を設置すること
- ⑥ イラクの無形文化遺産についても保護の対象とすること
- ⑦ 文化財不法輸出入等禁止条約の批准を促進すること

無形文化遺産の保護に関する条約の概要

1. これまでの経緯

有形文化遺産

無形文化遺産

1972年
世界遺産条約

ユネスコ

世界的規範の策定を検討

1998年
傑作の宣言規約

2003年10月17日
ユネスコ32回総会
「無形文化遺産の保護
に関する条約」採択

2. 「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」

口承及び無形遺産の継承と発展を図ることを奨励するため、ユネスコが定める基準を満たすものを宣言し、そのリストを定期的に加盟国等に提示する

締約国：2005年4月1日現在(12カ国、締約願) アルジェリア、モーリシャス、日本、ガボン、パナマ、中国、中央アフリカ、ラトビア、リトアニア、ベラルーシ、韓国、セーシェル共和国

第1回 19件 含 能 楽
第2回 28件 含 人 形 浄 瑠 璃 文 案

条約発効後は、「傑作宣言」は代表一覧表に記載

3. 無形文化遺産の保護に関する条約

無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等について規定するもの

無形文化遺産一覧表の作成

① 人類の無形文化遺産の
代表的な一覧表
(代表リスト)

関係する締約国が提案

無形文化遺産委員会が作成

締約国会議において承認

無形文化遺産の保護のための基金

計画案作成：
無形遺産委員会

② 緊急に保護する必要がある
無形文化遺産の一覧表
(危機リスト)

関係する締約国の要請

無形文化遺産委員会が作成

締約国会議において承認

無形文化遺産
の保護など



ユネスコ「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」

1. 目的等

「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」を讃えるとともに、口承及び無形遺産の継承と発展を図ることを奨励するため、ユネスコが定める基準を満たすものを隔年で「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言し、そのリストを定期的に加盟国等に配布する。

2. 選考手順

加盟国は2年ごとに1件の候補を推薦し、ユネスコの選考委員会が選考。

3. 選考基準

以下のうち(1)のいずれかを満たし、(2)の6つの基準を満たす必要がある。

- (1) ①たぐいえない価値を有する無形文化遺産が集約されていること
 - ②歴史、芸術、民族学、社会学、人類学、言語学又は文学の観点から、たぐいえない価値を有する民衆の伝統的な文化の表現形式であること
- (2) ①人類の創造的才能による傑作としてのたぐいえない価値を有すること
 - ②関係共同体の文化的伝統又は文化的歴史に根ざしていること
 - ③関係の民族及び文化共同体の文化的同一性を確認する方法としての役割、ひらめきや異文化間交流の源泉として、また、民族又は共同体を互いに近づける手段としての重要性及び現代の関係共同体における文化的、社会的役割
 - ④示された技量及び技術の質の応用に優れていること
 - ⑤現存する文化的伝統の独自の証しとしての価値
 - ⑥保護手段の欠如、急速に進む変化、都市化又は異文化受容を原因とする消滅の危機性

4. これまでの経緯

第155回ユネスコ執行委員会会議(1998年)において、「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」規約が採択された。

第1回宣言においては、我が国から、「能楽」を候補として、「人形浄瑠璃」及び「歌舞伎」を暫定リストとしてユネスコに提出し、平成13年5月18日、我が国の「能楽」含む19件が宣言された(別紙参照)。

第2回宣言への候補案件の推薦については、平成14年7月に、候補として「人形浄瑠璃文楽」を、暫定リストとして「歌舞伎」を提出し、平成15年11月17日に「人形浄瑠璃文楽」を含む28件が宣言された(別紙参照)。

第3回傑作宣言は、平成17年11月に宣言される予定で、我が国は「歌舞伎(伝統的な演技演出様式によって上演される歌舞伎)」を推薦したところである。なお、推薦候補の決定にあたっては、文化審議会文化財分科会の調査結果を経ている。

第1回ユネスコ「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」一覧

	国名	リスト
1	インド	Kutiyattam Sanskrit Theatre (クッティヤタームのサンスクリット劇)
2	韓国	Royal Ancestral Rite and Ritual Music in Jongmyo Shrine (ジョンミョー寺の宗廟儀礼及び宗廟祭礼楽)
3	中国	Kunqu Opera (昆曲)
4	日本	Nōgaku Theatre (能楽)
5	フィリピン共和国	Hudhud Chants of the Ifugao (イフガオ族の歌, ハドハド)
6	イタリア共和国	Opera dei Pupi, Sicilian Puppet Theatre (シシリーの人形劇)
7	ウズベキスタン共和国	The Cultural Space of the Boysun District (ボイスン地区の文化空間)
8	グルジア	Georgian Polyphonic Singing (グルジアの多声音楽)
9	スペイン	The Mystery Play of Elche (エルチェの神秘儀)
10	リトアニア共和国	Cross Crafting and its Symbolism in Lithuania (リトアニアの十字架の手工芸とその象徴)
11	ロシア連邦	The Cultural Space and Oral Culture of the Semeiskie (セメイスキの文化空間と口承文化)
12	エクアドル共和国 ペルー共和国	The Oral Heritage and Cultural Manifestations of the Zapara People (ザパラの人々の口承遺産と文化的表現)
13	ドミニカ共和国	The Cultural Space of the Brotherhood of the Holy Spirit of the Congos of Villa Mella ヴィラ・メラのコンゴ族の聖霊の集団の文化空間
14	ベリーズ	The Garifuna Language, Dance and Music (ガリフナの言語、舞踊及び音楽)
15	ボリビア共和国	The Oruro Carnival (オルロカーニバル)
16	コートジボアール	The Gbofe of Afounkaha: the Music of the Transverse Trumpets of the Tagbana Community (アフアウンカハのグボフェ: タグバナ共同体の横吹きラツパの音楽)
17	ギニア共和国	The Cultural Space of 'Sosso Bala' in Niagassola (ニアガッソラの「ソッソバラ」の文化空間)
18	ベナン共和国	The Oral Heritage of Gelede (ジェレデの口承遺産)
19	モロッコ共和国	The Cultural Space of Jemaa el-Fna Square (ジェマ・エル・フナ広場の文化空間)

※日本語は、文化庁文化財部伝統文化課暫定仮訳

第2回ユネスコ「人類の口承及び無形遺産の傑作の宣言」一覧

国名	リスト
1	アゼルバイジャン アゼルバイジャンのムガーム音楽
2	インド The Tradition of Vedic Chanting ヴェーダ詠唱の伝統
3	インドネシア Wayang Puppet Theatre ワヤン人形劇
4	ウズベキスタン、タジキスタン Shashmaqom Music シャシュマカーム
5	韓国 The Pansori Epic Chant パンソリの詠唱
6	カンボジア The Royal Ballet of Cambodia カンボジアの宮廷舞踊
7	キルギスタン The Art of Akyns, Kyrgyz Epic Tellers キルギス叙事詩の語り部、アキンズの技芸
8	中国 The Art of Guqin Music 「古琴」(七弦琴)演奏技
9	トルコ The Arts of the Meddah, Public Storytellers 大衆講談師メダダの技芸
10	日本 Ningyo Johruri Bunraku Puppet Theatre 人形浄瑠璃文楽
11	ベトナム Vietnamese Court Music Nha Nhac ベトナムの宮廷音楽、ニャ・ニャック
12	モンゴル The Traditional Music of Morin Khuur 馬頭琴(モリン・ホール)の伝統音楽
13	トンガ Lakalaka, Sung Speeches with Choreographed Movements ラカラカの舞踏と歌唱
14	バヌアツ Vanuatu Sand Drawings バヌアツの砂絵
15	イラク Iraqi Maqam イラクのマカーム
16	イエメン Songs of Sanaa サヌアの歌
17	エジプト The Al-Sirah Al-Hilaliyyah Epic 叙事詩アル・シラー・アル・ヒラリヤ
18	中央アフリカ The Oral traditions of the Aka Pygmies of Central Africa 中央アフリカのアカ・ピグミーの口承伝統
19	マダガスカル Woodcrafting Knowledge of the Zafimaniry ザフィマニリの木彫知識
20	エストニア The Kihnu Cultural Space キヌ島の文化的空間
21	エストニア、ラトビア、リトアニア The Baltic Song and Dance Celebrations バルト地方の歌謡・舞踏フェスティバル
22	ベルギー The Carnival of Binche バンシュのカーニバル
23	ジャマイカ The Maroon Heritage of Moore Town ムーアタウンの逃亡奴隷マルーンの遺産
24	ボリビア The Andean Cosmivision of the Kallawayá カラワヤ族のアンデスの宇宙観
25	ブラジル The Oral and Graphic Expressions of the Wajapi ワジャピ族の口承及び絵画による表現
26	キューバ La Tumba Francesa, Music of the Oriente Brotherhood トゥンバ・フランセーサ
27	コロンビア The Carnival of Barranquilla バランキーヤのカーニバル
28	メキシコ The Indigenous Festivity dedicated to the Dead 死者に捧げる原住民の祭礼

※日本語はユネスコ訳